

2025年

風 光 れ

人権のたより

通算第81号 7月10日発行

三重県立津東高等学校

一学期の期末考査も終わり、夏本番。もうすぐ夏休みです。熱中症に注意して有意義に過ごしましょう。



○ 第一回 人権 LHR

今年も夏休み前、7月8日に第一回の人権 LHR が行われました。

1 学年は人権教育に関する新入生アンケートを踏まえて「いじめ問題」について、2 学年は長崎への修学旅行を控えて「平和」について、そして3 学年は履歴書の変遷と統一応募用紙から自ら「反差別の主体者」として、学び、考え、行動できるように、担任、副担任の先生方から語りかけをおこなっていただき、グループワークを行いました。

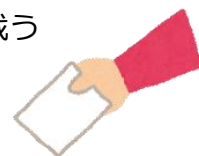
○ 戦う民主主義 ～とても大切なあなたの意思表示～

「戦う民主主義」…一見すると物騒な言葉です。しかしこれは民主主義自体を否定することを認めない民主主義の理念のことをいっています。また、特定の集団の人権を否定する言論や結社を禁止する制度を持つ民主主義でもあります。この「戦う民主主義」を標榜している国の代表的な例がドイツになります。ドイツは民主主義的な手順に従って民主主義を否定する国民社会主義ドイツ労働者党（ナチ党）を選出した歴史があるため、特にその意識は強いようです。実際、第二次世界大戦後の西ドイツ（ドイツ連邦共和国）では「戦う民主主義」の理念から連邦裁判所の命令によって、ドイツ社会主義帝国党（SRP）やドイツ共産党（KPD）の政党活動が禁止され、解散に至っています。

このように「民主主義を守る」、「特定の集団の人権を否定することを許さない」ことを理念とした「戦う民主主義」ですが、一方で権力者が恣意的に利用、あるいは濫用することによって、表現の自由などが侵されるのではないかと、仮に国民が非民主的価値を受け入れた場合、その決定を否定するなら、それも「民主主義体制の自殺」と言えるのではないかと…などの問題点もあることから、「戦う民主主義」を採用する国は多くありません。

ちなみに、ドイツと同様に第二次大戦時、枢軸国側であった日本はこの「戦う民主主義」の制度とっていません。ただし、内乱罪・破壊活動防止法・出入国管理法のほか、電波法・公務員等の欠格条項規定によって「日本国憲法に基づく体制を破壊しようとした者」を取り締まり・監視・排除するしくみは存在しています。

今年は7月20日に国政選挙として参議院議員通常選挙が、さらに夏休み明けの9月には三重県知事選挙も控えています。18 歳になり投票権を持つ人もいます。あなたの一票は、あなたの意思表示を行う大切な権利です。あなたの投票によって大きく世界、歴史が変わることもあり得ます。よく考えて、その権利を行使しましょう。



投票箱